

令和6年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果(鳥取県分)

令和7年12月26日

鳥取県福祉保健部ささえい福祉局長寿社会課

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づき、厚生労働省が取りまとめた令和6年度における全国の高齢者虐待への対応状況等のうち、鳥取県における調査結果を公表するもの。

2 調査の概要

区分	内容
調査方法	養介護施設従事者等(※1)による虐待及び養護者(※2)による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計 ※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者 ※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

(注)割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

令和6年度に県内の19市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報対応件数は11件であった。(R3:10件、R4:8件、R5:11件)

「(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例(11件)」のうち、事実確認を行った事例は9件であった。

(その他の2件は、相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例。)

事実確認の結果、市町村が虐待の「事実が認められた」と判断した事例は、6件であった。(R3:3件、R4:2件、R5:3件)

(1)相談・通報対応件数

区分	件数	構成割合(%)
(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例	11	91.7
(b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例	0	0
(c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	1	8.3
合計	12	100.0

(2)相談・通報者(複数回答)

区分	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員
件数	1	2	4	0	1	0	1
構成割合(%)	8.3	16.7	33.3	0.0	8.3	0.0	8.3

(続き)

介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
0	1	0	0	0	1	1	0	12
0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	100.0

(注)1件の事例に対して複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報対応件数の11件と一致しない。

(3)虐待があつた施設・事業所のサービス種別

区分	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム
件数	2	0	0	0	1	1
構成割合(%)	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7

(続き)

小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
0	0	1	0	1	0	0	0	6
0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待の事実が認められた6件に対する施設・事業所のサービス種別について集計。

(4)被虐待高齢者

①性別

区分	男	女	不明	合計
人数	2	7	0	9
構成割合(%)	22.2	77.8	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待の事実が認められた6件のうち、1件は被虐待高齢者が特定できなかつた。そのため、5件における被虐待高齢者の総数9人に対する性別について集計。

②年齢

区分	65歳未満障がい者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～90歳	90～94歳
人数	0	0	0	3	2	2	1
構成割合(%)	0.0	0.0	0.0	33.3	22.2	22.2	11.1

(続き)

95～99歳	100歳以上	不明	合計
1	0	0	9
11.1	0.0	0.0	100.0

(注)5件における被虐待高齢者の総数9人に対する年齢について集計。

(5)虐待の種別(複数回答)

区分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	9	1	0	0	0
構成割合(%)	100.0	11.1	0.0	0.0	0.0

(注)構成割合は、5件における被虐待高齢者の総数9人に対する集計。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別があるため、合計人数は被虐待高齢者の総数9人と一致しない。

(6)虐待を行った養介護施設従事者等の職種

区分	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	4	0	0	0	0	0	0	4
構成割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)調査対象年度内に虐待の事実が認められた6件のうち、2件は虐待者が特定できなかった。そのため、4件における虐待者の総数4人に対する職種について集計。

(7)虐待の事実が認められた事例への対応状況

調査対象年度内に虐待の事実が認められた事例6件と、「(c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例」1件の計7件について行った対応は以下のとおりである。

①老人福祉法、介護保険法の規定に基づく権限の行使

区分	件数
報告徴収、質問、立入検査	1
改善勧告	1
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	0
指定取消	0
現在対応中	0
その他	1

②老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

区分	市町村が実施	都道府県が実施
施設等に対する指導	2	1
改善計画提出依頼	2	0
従事者等への注意・指導	0	0

(注)複数の区分を実施した場合及び市町村と都道府県が重複して実施した場合は、両者にそれぞれカウント。

③市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

区分	件数
施設等からの改善計画の提出	3
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	1
その他	0

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1)相談・通報対応件数

令和6年度に県内の19市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報対応件数は114件であった。(R3:120件、R4:106件、R5:112件)

区分	件数	構成割合(%)
(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例	114	79.7
(b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例	7	4.9
(c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となつた事例	22	15.4
合計	143	100.0

(2)相談・通報者(複数回答)

「介護支援専門員」が30.3%と最も多く、次いで「警察」が20.2%であった。

区分	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人
人数	36	9	7	5	2	4
構成割合(%)	30.3	7.6	5.9	4.2	1.7	3.4

(続き)

家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
14	0	11	24	7	0	119
11.8	0.0	9.2	20.2	5.9	0.0	100.0

(注)1件の事例に対して複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報対応件数の114件と一致しない。

(3)虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

①事実確認の件数

「(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例(114件)」及び「(b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度になった事例(7件)」計121件のうち、事実確認を行った事例は118件であった。

(その他の3件は、相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例。)

②事実確認の結果

事実確認の結果、市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」は、48件であった。
(R3:67件、R4:53件、R5:51件)

区分	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	48	40.7
虐待ではないと判断した事例	42	35.6
虐待の判断に至らなかった事例	28	23.7
合計	118	100.0

(4)被虐待高齢者の状況について

①性別及び年齢

性別では「女性」が78.8%と、全体の約8割を占め、年齢階級別では、「80～84歳」が30.8%と多く、次いで「85～89歳」が21.2%と多い。

ア 被虐待高齢者の性別

区分	男性	女性	不明	合計
人数	11	41	0	52
構成割合(%)	21.2	78.8	0.0	100.0

(注)虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例48件における被虐待高齢者の総数52人に対する性別について集計。

イ 被虐待高齢者の年齢

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	3	6	9	16	11	7	0	52
構成割合(%)	5.8	11.5	17.3	30.8	21.2	13.5	0.0	100.0

(注)虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例48件における被虐待高齢者の総数52人に対する年齢について集計。

②虐待者との同居・別居の状況

「同居」が82.7%と、約8割が虐待者と同居であった。

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	25	18	8	1	0	52
構成割合(%)	48.1	34.6	15.4	1.9	0.0	100.0

(注)虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例48件における被虐待高齢者の総数52人に対する虐待者との同居・別居の状況について集計。

(5)虐待の種別(複数回答)

区分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	34	9	23	0	9
構成割合(%)	65.4	17.3	44.2	0.0	17.3

(注)構成割合は、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例48件における被虐待高齢者の総数52人に対する集計。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別があるため、合計人数は被虐待高齢者の総数52人と一致しない。

③虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は「息子」が52.7%と最も多い、次いで「夫」及び「娘」が18.2%であった。

区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者 (嫁)	娘の配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	10	1	29	10	2	0	0	0	3	0	55
構成割合(%)	18.2	1.8	52.7	18.2	3.6	0.0	0.0	0.0	5.5	0.0	100.0

(注)1件の虐待判断事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待者数は虐待判断事例件数48件における被虐待高齢者数の52人と一致しない。

(6)虐待への対応策について

①分離の有無

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」がともに28.4%であった。

区分	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	21	28.4
被虐待者と虐待者を分離していない事例	21	28.4
現在対応について検討・調整中の事例	1	1.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	14	18.9
その他	17	23.0
合計	74	100.0

(注)虐待への対応には、「(c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例(22件)」を含むため、合計人数は令和6年度の虐待判断事例における被虐待高齢者52人と一致しない。

②分離を行った事例の対応の内訳

分離を行った事例への対応は、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」、「緊急一時保護」、「上記以外の住まい・施設等の利用」が23.8%と多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が19%であった。

区分	人数	構成割合(%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	4	19.0	0
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5	23.8	3
緊急一時保護	5	23.8	2
医療機関への一時入院	1	4.8	0
上記以外の住まい・施設等の利用	5	23.8	1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	0	0.0	0
その他	1	4.8	1
合計	21	100.0	7

③分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が42.9%と最も多く、次いで、「経過観察(見守り)」が28.6%であった。

区分	人数	構成割合(%)
経過観察(見守り)	6	28.6
経過観察以外の対応	9	42.9
	2	9.5
	3	14.3
	1	4.8
	2	9.5
	4	19.0

(注)構成割合は、分離していない事例における被虐待高齢者21人に対するもの。ただし、複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者21人と一致しない。

5 県内19市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における体制整備状況については、以下の表のとおりであった。

区分	実施済	未実施	R5 実施済
養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中)	市町村数	15	4
	構成割合(%)	78.9	21.1
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修(調査対象年度中)	市町村数	14	5
	構成割合(%)	73.7	26.3
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動(調査対象年度中)	市町村数	15	4
	構成割合(%)	78.9	21.1
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知(養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中)	市町村数	13	6
	構成割合(%)	68.4	31.6
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知(養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中)	市町村数	13	6
	構成割合(%)	68.4	31.6
養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	18	1
	構成割合(%)	94.7	5.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	13	6
	構成割合(%)	68.4	31.6
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	11	8
	構成割合(%)	57.9	42.1
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	11	8
	構成割合(%)	57.9	42.1

成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	19	0	18
	構成割合(%)	100.0	0.0	94.7
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	18	1	18
	構成割合(%)	94.7	5.3	94.7
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	13	6	11
	構成割合(%)	68.4	31.6	57.9
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	14	5	13
	構成割合(%)	73.7	26.3	68.4
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	19	0	19
	構成割合(%)	100.0	0.0	100.0
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	13	6	14
	構成割合(%)	68.4	31.6	73.7
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	19	0	18
	構成割合(%)	100.0	0.0	94.7
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	19	0	18
	構成割合(%)	100.0	0.0	94.7
終結した虐待事案の事後検証について	市町村数	6	13	7
	構成割合(%)	31.6	68.4	36.8
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	市町村数	4	15	5
	構成割合(%)	21.1	78.9	26.3
介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	市町村数	6	13	2
	構成割合(%)	31.6	68.4	10.5
指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	市町村数	12	7	7
	構成割合(%)	63.2	36.8	36.8
指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	市町村数	3	16	2
	構成割合(%)	15.8	84.2	10.5
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	市町村数	12	7	9
	構成割合(%)	63.2	36.8	47.4
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	14	5	10
	構成割合(%)	73.7	26.3	52.6
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	市町村数	16	3	14
	構成割合(%)	84.2	15.8	73.7
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	市町村数	14	5	12
	構成割合(%)	73.7	26.3	63.2

6 鳥取県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

県の高齢者虐待防止に関する取組としては、市町村・包括支援センター等を対象とした「在宅高齢者虐待対応担当者研修会」や「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応担当者研修会」を開催している。

また、介護職員等を対象とした施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方についての研修を継続して開催しており、高齢者虐待に対する意識付けを図り権利擁護のための取組の推進を行っている。施設・事業所の管理者や施設長を対象とした「管理者等責任者向け高齢者虐待防止・権利擁護研修会」も実施しており、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けて資質向上と意識啓発を図っている。